



くらしの情報

住民登録に関する届出 ～届出は区民課または各支所へ～

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 (本市に越してきた方)	転入をした日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●転出証明書（前住所地の市区町村役場で発行されている場合） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（すでに加入している世帯に一部転入し、世帯主が変わる場合） ●国民年金手帳（加入者） ●介護保険受給資格証（受給者）
転出届 (本市から越される方)	転出する前 (1か月前から 受け付けます)	本人または 世帯主ほか	<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●印鑑登録証（印鑑登録している方） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
転居届 (市内で越された方)	転居をした日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ●住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方） ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者） ●介護保険被保険者証（加入者） ●後期高齢者医療被保険者証または資格確認書（加入者） ●子育て支援医療費受給資格証（受給者）
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日から 14日以内	世帯主ほか	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者証等の資格が確認できるもの（加入者）

- 届出には本人が確認できる証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。代理人が届出する場合は委任状が必要です。
- 住民登録の届出に印鑑は不要ですが、届出に伴う諸手続きで必要な場合があります。
- 外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書を併せてお持ちください。

ござりますか？

広告

B型肝炎給付金

B型肝炎ウイルスに感染している

昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ

☞ **2つとも**当てはまる方は、国から給付金を受けられる可能性があります。対象者から母子感染した方や、ご遺族（相続人）も対象となります。ただし、給付金を受け取るには対象者から国へ請求する必要があります、請求には期限があります。ご自分が対象者かも？と思われた方は、**早めの準備**をご検討ください。対象者になりそうかは**無料電話相談**までお気軽にお電話ください。

無料電話相談（平日9時～17時30分）

0120-918-862

弁護士
柏木研一郎

東京弁護士会所属 / 弁護士法人マイタウン法律事務所 / マイタウン法律事務所東京事務所 / 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビルディング6階

広告

＼マンション管理・大規模修繕カレッジ／

NPO法人 ジーピーエス
マンションGPS

マンション管理士と学ぶ!

マンションのお悩み
ご相談ください!

大規模修繕工事の不安
長期修繕計画の見直し
管理組合問題など

セミナー情報

12/7(土) 2/8(土) 3/8(土)
10:00～12:00

浦和ワシントンホテル 3F
プリムローズ（浦和駅西口徒歩3分）

お気軽に
お越しください

NPO法人 マンションGPS 埼玉県川口市西青木 2-1-4-1203
マンションGPS TEL.048-254-7622

当法人は、管理組合の皆様へマンション運営に関するセミナー等の活動を行う団体です。